

令和8年度経営革新支援事業に関する業務委託
参加意思確認及び提案を求める公告

岡山県知事 伊原木 隆太

1 趣旨

経営革新支援事業の実施に際しては、県内の幅広い業種の特定事業者（中小企業等経営強化法第2条第5項に定める者をいう。以下同じ。）の経営課題に対応し、経営革新計画の経営目標や事業内容についての的確に診断するとともに、経営相談、販路開拓、経営資金等、県下一円の特定事業者に関する総合的な情報の収集・蓄積と、各種支援機能が不可欠であるため、公益財団法人岡山県産業振興財団（以下「財団」という。）を相手方とする随意契約手続を行う予定としているが、財団以外の者で3の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認申請書等の提出を要請する公募を実施する。

公募の結果、3の応募要件を満たすと認められる者が他にいない場合は、財団との随意契約手続に移行する。

なお、3の応募要件を満たすと認められる者が他にいる場合は、財団と当該応募者が提出する提案書等について審査を行い、契約相手方を選定する予定である。

2 業務概要

- (1) 業務名 令和8年度経営革新支援事業
- (2) 業務内容 別紙「委託業務仕様書」による
- (3) 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 契約締結日 令和8年4月1日

3 業務委託に参加できる者の資格

以下の掲げる要件をすべて満たしていること。

(1) 基本的要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- イ 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- ウ 入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類9その他（情報・通信サービスを

除く)、小分類10その他」に登録され、格付区分がAであること。

エ 入札参加資格者名簿に登録された事務所所在地が岡山県内にあること。

オ 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

カ 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

キ 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定又は再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

ケ 県税を滞納していないこと。

(2) 専門的知識に関する要件

県内全域を網羅した特定事業者への経営支援や専門家派遣等の機能を有しており、県内の幅広い業種における特定事業者の経営課題に対応し、経営革新計画の経営目標や事業内容についての的確に診断するとともに、経営相談、販路開拓、資金等、県下一円の特定事業者に関しての総合的な情報の収集、蓄積及び各種支援機能を有すること。

(3) 守秘性に関する要件

事業者の服務規程として下記の条件を満たしていること。

- ・業務上知り得た情報を漏らさないこと。

(4) 中立性・公平性に関する要件

特定の個人又は法人等だけの利益を目的としないこと。

特定の業種に属する特定事業者だけを支援対象としないこと。

本業務を通じて得た情報により、事業者として新たな営利を得るものでないこと。

(5) 業務執行体制に関する要件

ア 岡山県内に本店、支店及び営業所があり、かつ県下一円を業務エリアとしていること。また、本事業を円滑に遂行するための経営基盤を持ち、資金、人員、設備等について十分な管理能力を有していること。

イ 特定事業者に対する指導の実務経験を有し、かつ、中小企業診断士、公認会計士、税理士のいずれかの資格を有する者が審査業務に携わること。

(6) 業務実績に関する要件

ア 中小企業支援をその業務範囲に含み、その実績を有すること。

イ 過去3年以内に、国、地方公共団体等の公的機関において、類似業務の契約実績を1件以上有すること。

4 契約条項を示す場所

岡山県産業労働部経営支援課

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

TEL：086-226-7354 FAX：086-226-7384

5 業務委託参加手続等

(1) 仕様書等の配布期間及び場所

ア 配布期間 令和8年3月5日（木）から令和8年3月19日（木）まで
（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 配布場所 上記4の場所に同じ。なお、岡山県産業労働部経営支援課
ホームページからもダウンロードすることができる。

[\(https://www.pref.okayama.jp/soshiki/45/\)](https://www.pref.okayama.jp/soshiki/45/)

(2) 参加意思確認申請書（様式第1号）の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限 令和8年3月19日（木）午後5時（必着）

イ 提出場所 上記4の場所に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便の他これに準じる方法によるものに限
る。また、郵送等の場合は提出期限内に必着を要する。）するも
のとし、FAX又は電子メールによる提出は受け付けない。

(3) 業務内容についての質問の受付及び回答

ア 質問の受付

この契約の仕様書等に関する質問は、委託業務仕様書に対する質問・回答書
（様式第2号）で令和8年3月13日（金）の午後5時までに、FAXにより
行うこと。

イ 質問の回答

FAXにより回答する。

6 参加意思確認申請書の審査及び通知

(1) 参加意思確認申請書が提出された場合、審査を行う。

(2) (1)の審査の結果、応募要件を満たすと認められる者に対しては、書面によ
り通知するとともに、提案書（様式第3号）提出の要請を行う。

(3) (1)の審査の結果、応募要件を満たさない者については、書面により通知す
る。なお、この通知を受けた者は、提案書を提出することができない。

7 提案書の審査等

(1) 提案書等の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限 令和8年3月24日（火）午後5時（必着）

イ 提出場所 上記4の場所に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便の他これに準じる方法によるものに限る。

また、郵送等の場合は提出期限内に必着を要する。) するものとし、FAX又は電子メールによる提出は受け付けない。

- エ 提出書類 事業に関する提案書 (様式第3号)
事業計画書 (様式第4号)
事業に関する見積書 (様式第5号)
法人に関する調書 (様式第6号)
その他必要と認めた書類

(2) 審査方法

岡山県産業労働部内に設置する審査会において、提案書等の内容を別に定める審査基準により審査し、契約の相手方を選定する。

(3) 審査結果の通知方法

審査後、書面により通知する。

8 その他

- (1) 契約締結時期は、令和8年4月1日とする。
- (2) 岡山県の令和8年2月定例県議会において、当該事業の予算が議決されなかった場合は、契約を締結しない。この場合、県は提案に要した費用を負担しない。
- (3) 提出期限までに参加意思確認申請書を提出しない者は、参加意思のないものとして取り扱う。
- (4) 提出する提案書は、提出者ごとに1案のみとする。
- (5) 応募及び審査に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (6) 契約を締結するに当たっては、暴力団の排除に係る誓約書の提出を要する。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約を拒んだものとみなすので留意すること。
- (7) 提出された書類は返却しない。なお、提出された書類は本件審査の目的以外に使用しない。
- (8) 提出期限以降における書類の差し替え、再提出は認めない。
- (9) 参加意思確認申請書に虚偽の記載をした場合には、当該参加意思確認申請書を無効とする。
- (10) 審査経過については公表しない。
- (11) 当該事業は、国の補助金等を活用して実施するため、令和8年4月1日までに国の予算が成立しない等の場合、県は委託候補者に対して契約の内容や契約期間の見直しを求めることがある。
- (12) その他必要な事項は、岡山県産業労働部経営支援課長が定める。